

招集期日 平成22年9月9日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 会 9月9日(木曜日)午前 9時29分

閉 会 9月9日(木曜日)午前11時37分

出席委員 委員長 永澤美恵子 副委員長 野口哲次
委員 小出 亘 委員 安道佳子
委員 関谷真奈美 委員 向口文恵
委員 宮岡治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 教育総務部長
生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 佐藤大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、補正予算5件の計7件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第72号、議案第73号の条例2件の審査を行い、続いて77号、78号、79号、80号、81号の各補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長　　ここで休憩いたします。

午前　9時30分　休憩

午前　9時30分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第72号　入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

委員長　　議案第72号　入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を
議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長　おはようございます。それでは、議案第72号　入間市国民健康
保険条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法等の一部改正、といたしますのは医療
保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の一部を改正
する法律及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保
険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令に関する政令、
これらの一部改正に伴い、本条例に関連する条項の整備を行うも
のであります。

この条例は、公布の日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第72号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

午前 9時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第73号 入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一

部を改正する条例

委員長 議案第73号 入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第73号 入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、父子家庭に対する改正であります。ひとり親家庭等医療費支給事業は、母子家庭、父子家庭、養育者家庭の医療費を扶助する制度であります。今回児童扶養手当法等が改正され、手当の対象者に父子家庭が加えられたことに伴い、父子家庭に対して医療費を支給する場合の要件と、支給の対象者が複数ある場合の取り扱いを明確にするため、改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでありますが、既に対象者となっているひとり親家庭等の父については、今年12月に実施する現況調査がなされるまでの間、適用しないものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 先日の総括質疑などで、生計を同一にしていない父親と子

供というのですか、こういうのを父子家庭とっていいのかわからないですけれども、そういう事例といますか、ないので影響はないというようなことだったと思うのですけれども、これ仮定の話ですけれども、今回のこの条例改正というのは、父子家庭を定義するということはそれを限定化することなのですから、この逆のケースというのはどういうことをいうわけですか。生計を同一にしない父子、父親と子供との関係というのは。

福祉部参事兼児童福祉課長 別居等の中で、生計を同一にしていなかった場合ということで、余り例がない、想定されないような条件ということになるかと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第73号 入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 9時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち
所管のもの

委員長 議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）の
うち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて、健康福祉センタ
ー所長より説明を求めます。

概要説明

健康福祉センター所長 それでは、議案第77号 平成22年度入間市一般会
計補正予算（第2号）のうち健康福祉センター所管のものについ
て、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算説明書の24、25ページをごらんください。款4衛生費、
項1保健衛生費、目6予防費のうち、中事業、健康診断事業378万
3,000円の増額につきましては、平成21年度に受け入れました女
性特有のがん検診事業の補助金に償還が生じたものでございま
す。女性特有のがん検診事業は、一定年齢に達した女性全員を対
象にクーポン券などを配布することから、受診者が相当数増加す

ることを想定し、受診率を26パーセントに見込み、国への補助申請を行い、平成21年度の補助金として受け入れたものでございます。しかしながら、女性特有のがん検診事業は、国からの事業実施に関する通知が平成21年6月であったこと、また事業実施に伴うクーポン券等の作成、準備作業に時間を要し、事業開始時期が9月以降になってしまったことなどから、平成21年度の受診者数が当初見込みを下回ったため、平成21年度の交付額2,174万8,000円に対し、精算交付額が1,796万5,000円となり、その差額が生じたため、超過交付となる378万3,000円を平成22年度に返還することとなったものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

安道委員　今の検診の事業ですけれども、市としては当初26パーセントと見込んでいたというふうなことで、その実施の結果はどの程度になったのでしょうか。

健康管理課長　実施の結果でございますけれども、クーポン券で子宮頸がん検診をお受けになられた方が1,028人、乳がん検診が1,098人でございます。

安道委員　そうしますと、それぞれどの程度に当初見込んでいたのかということ。

健康管理課長　子宮頸がん検診が1,307人、乳がん検診が1,310人です。

宮岡治郎委員　今、その子宮頸がん検診と乳がん検診についてお伺いした

のですけれども、受診者の年齢構成というのはかなり異なってくるものですか。私は乏しい知識ですけれども、子宮頸がんの場合は比較のお若い方のほうの受診者が多いのかなとか、乳がんの方だと40歳代ぐらいの方が多いのかなと想像はするのですけれども。

健康管理課長 子宮頸がん検診は、今回のクーポン券の対象者が、節目年齢ということで20歳、25、30、35、40歳です。その中で、30、35、40歳の方が20パーセント台、約23から28パーセントですね。それと、乳がん検診でございますが、乳がん検診の対象者が40歳から5歳刻みで60歳までということで、大体乳がん検診は40歳代が一番多くて約27パーセントぐらいですか、ということです。

関谷委員 今回の質疑に関連してなのですけれども、子宮頸がん検診の受診率、30代あたりのところだけちょっとパーセントが今あったので、20代のところも言っていただくと比べられてわかるのですけれども。

健康管理課長 今回のクーポン券で20歳の方は7.64パーセントでございます。25歳の方が19.18パーセントです。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ健康福祉センター所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、

採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前 9時44分 休憩

午前 9時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 それでは、議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算(第2号)における市民部所管の部分についての概要をご説明申し上げます。なお、歳入歳出ともに関連ある項目につきましては、一括してご説明を申し上げます。

それでは、説明書の16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。中段から少し下の部分でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、節19負担金、補助及び交付金190万円につきましては、各地区区長会がコミュニティ活動の推進を目的に行っている夏祭り等で使用する貸し出し用備品整備事業に対し、金子地区区長会へ補助金として支出するもので、金子地区区長会が備品の管理、貸し出しについての運用をするものでございます。

なお、この補助金に関連いたしまして、説明書、前のページでございます、14ページから15ページに歳入がございます。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入355万2,000円のうち、財団

法人自治総合センターコミュニティ助成金190万円を、ただいま申し上げた区長会補助金の財源として受け入れるものでございます。

続いて、もう一度16ページ、17ページにお戻りをいただきたいと思えます。目16文化創造アトリエ費、節15工事請負費291万3,000円でございます。文化創造アトリエの建物のうち、ホール棟の雨水排水升からの建物内への浸水及びサロン棟前の雨水がサロン棟へ浸水し、備品貸し出しに支障を来すということがございましたので、雨水排水管布設、浸透升設置等の雨水排水設備工事に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、目18防犯費、節11需用費679万3,000円につきましては、安心・安全のまちづくりのため、平成17年度、平成19年度に続きまして、茶の里いるま防犯のまちづくりリーダースクール事業を実施するものでございます。この事業は、地域の犯罪防止、犯罪抑止対策として、安全で安心な地域社会を目指すために、推進役となる防犯リーダーを養成するものでございます。スクール修了後に、スクール修了者と地域防犯活動団体が地域防犯パトロール等を実施をするためのベスト等の資機材に要する経費も補正するものでございます。なお、この事業につきまして、埼玉県防犯のまちづくり支援事業補助金の交付を受けるものでございます。その財源につきましては、説明書12ページから13ページでございます。上段になるかと思えます。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金、細節で埼玉県

防犯のまちづくり支援事業補助金400万円を受け入れるものでございます。なお、歳入と歳出の差額279万3,000円は市費となるものでございます。

続いて、説明書の16ページから19ページでございます。目19交通対策費、節15工事請負費364万円につきましては、市民を交通事故の危険から守り、交通事故の発生を減少させるための交通安全施設で、市民要望の多い道路反射鏡を設置する経費を補正するものでございます。

続いて、今度は少し戻っていただきまして、説明書12ページから13ページの歳入でございます。款19繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金2億9,428万9,000円は、平成22年度国民健康保険特別会計補正第1号で計上いたしました一般会計繰出金を一般会計として受け入れるものでございます。

以上で、補正2号に関する市民部所管の概要の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長　これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員　先ほどの歳出です。16から17ページ、款2総務費、目11市民活動推進費の中の大事業、コミュニティ活動推進事業の中の、小事業では区長会補助金、今ご説明で夏祭りなどで備品の貸し出しとか、そういう費用に充てるようですが、金子地区というふうにおっしゃったのですけれども、特に金子地区だけこういう必要

性があったのでしょうか。

自治文化課長 この事業ですが、今までは、平成19年度までは入間市連合区長会ということで、市域全域の事業に対して補助金が出たというような経緯があります。それが制度が変わりまして、昨年、一昨年は補助金を受けられなかったと。今年度につきましては、入間市全体ではなくて、金子地区であるとか豊岡地区という、その地区単位での備品整備について補助金を交付するというようなことで制度が変わりました。そういうことで、今までは入間市全体の備品を一括で購入して集中管理をしていたということになりますが、今回補正をさせていただくものにつきましては、先ほども申し上げましたように地区単位で補助金の交付が受けられるということですので、今年度につきましては金子地区の備品整備ということで事業を実施するということになります。

なぜまた金子地区になったかということですが、現在集中管理をしております備品につきましては、本庁舎等にあるということですので、市庁舎から一番遠い地区である金子地区を初年度にというように、この後順次この補助金が、制度が続く限り順番に、市庁舎から遠いところからの順番で整備をしていくというふうに考えております。

以上です。

野口委員 関連して聞こうと思ったのですが、ちょっとお答えいただいたのですが、その制度というのは何の制度が変わったのですか。ちょっと確認したいのですが。

自治文化課長 この財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金ですが、先ほども申し上げましたとおり、平成19年度までは入間市全体のコミュニティの組織である、入間市で申し上げますと入間市連合区長会の備品整備が補助対象ということになっていたわけですが、平成20年度におきましては行政が直接管理するような、管理運営体制の備品整備については補助の対象にはなりませんというような制度になりました。

そこで、ではどういうところが対象になるのかといいますと、単位自治会、入間市で申し上げますと121ありますので、単位自治会ごとに備品を購入する場合については補助対象になりますということになりました。入間市で、仮に121の単位自治会ごとに備品を購入していくというのは、非常にこれは困難だということで、我々としては手を挙げることはできなかったということです。今年度の制度からは、先ほども申し上げました地区単位、金子地区であるとか豊岡地区という、そういう地区単位の複合的なコミュニティ組織に対しては補助金を交付することに緩和されたということになりましたので、そのような制度の見直しがあったということです。

野口委員 これから順次、遠い順にということをおっしゃったのですけれども、地区単位の、正式名称は地区連合会といったかな、そういった単位ごとでも、こういったものを備えてほしいというアンケートなり意向調査というのは、もうされているのですか。

自治文化課長 今回の金子地区の備品につきましては、当然地元との意向

を確認した上で備品の抽出をしたということであります。今年度以降、来年度以降ということになります。この補助金が、一番最初に行う申請というものが、前年度の11月以降ということになります。ですから、来年度につきましてはことしの11月以降ということになりますので、これから地元との打ち合わせ等をしていくということになっております。2年先、3年先までの備品購入というものの計画は、現時点では立てていないということになります。

安道委員 18、19ページになります。交通対策費というふうなことで、交通対策事業、市民要望の強い事業というふうなことで、道路反射鏡等で364万円の補正となっていますけれども、これについてはどの程度要望にこたえられているのでしょうか。実態はどのようになっていますでしょうか。

市民生活課長 要望につきましては、昨年度、平成21年度につきましては44件ございました。その中で設置したものが27点ございます。そして、予算の関係上、年々繰り越しをせざるを得ないという状況がございまして、今年度につきましても要望については26件ございました。それらに対応するために補正を増額させていただきまして、交通安全対策に配慮したいというふうに考えるものでございます。

安道委員 そうしますと、昨年からの積み残しと、今年度の要望については今回の補正で実施できるという見込みでいるのでしょうか。

市民生活課長 今現在は、そのように考えておるところでございます。

関谷委員 16、17ページの防犯活動費についてお伺いいたします。

地域の防犯リーダーの育成ということですが、何人のリーダーを育成する予定なのか。1つの自治会に対して1人のリーダーなのかとか、そういったことをお伺いしたいと思います。

市民部参事兼防災防犯課長 基本的には平成17年、平成19年もそうでしたけれども、1自治会と申しますか、今現在、先ほどちょっと話がありました、121自治会ございますので、基本的には1自治会1名。ただし、複数の方が受けたいという場合については、これは複数の方で差し支えございません。そのように考えております。

関谷委員 それで、着用ベストの料金、お金だと思っておりますけれども、リーダーだけが着るベストなのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 今回の補正は、先ほど部長のほうの概要でも説明させていただきました。この地域防犯リーダーさんの、当然ベストのほかに各地域で活発に活動しております121の自治会等々に対しまして、資機材の提供ということでベスト等もいろいろ考えております。その中で、地域防犯リーダーさんのベストは、背中の腰のあたりに「地域防犯リーダー」というふうな名入れをしまして、各地域の先頭役となっていただくようなことで考えております。

宮岡治郎委員 同じくリーダースクール事業ですが、スクールというのですから、何かリーダーになる方を集めて、ある程度指導教育するようなことをやるのかなと想像するのですが、場所とか、それから多少スクールの教育内容についてちょっと教えて

いただきたいのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 今年度の予定ですけれども、11月6日土曜日、そして同じく11月ですけれども、13日の土曜日、20日の土曜日、各土曜日の午後半日を使いまして、場所は産業文化センターとほかの会議室でございますけれども、当日のカリキュラムは大体1時間を3カリキュラムということでございます。入間市の防犯の概況、あるいは警察からの今の現状、そして考え方、それから県のほうの西部地域振興センターのほうにもお越しいただきまして、防犯の取り組みについて話をさせていただくと、そのようなカリキュラムで実行したいというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました
が、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は
保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて福祉部長より説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち福祉部所管のものについて、概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。予算説明書10から11ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金1,237万5,000円の増額は、歳出における中国残留邦人生活支援事業費に対する4分の3を中国残留邦人生活支援給付金として受け入れるものであります。

同じく項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金2,409万7,000円の減額、及び10から13ページの款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金2,458万5,000円の増額は、国庫補助金であるセーフティネット支援対策等事業費補助金が埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金に組み替えられたことによるものであります。なお、差額48万8,000円につきましては、21ページの歳出の住宅手当緊急特別措置事業において、住宅手当の申請者の増加に対応するため、パート職員1名を10月1日から雇用したいため、その経費を含めて10分の10を計上したものでございます。

また10から11ページへお戻りいただきたいと思いますが、同じく項3国庫委託金、目2民生費委託金822万7,000円の増額は、国から交付要綱が示されたことによる子ども手当事務取扱交付金を受け入れるものであります。

次に、12から13ページの款19繰入金、項2特別会計繰入金、目2老人保健特別会計繰入金1,451万4,000円、目3介護保険特別会計繰入金624万6,000円、目6後期高齢者医療特別会計繰入金511万

5,000円の増額は、それぞれ各会計の平成21年度歳入歳出決算確定に伴う精算分等を繰り入れるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書20から21ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、大事業、中国残留邦人生活支援事業1,650万円の増額は、医療支援給付費が入院件数の増加などにより当初の見込みを上回るため、計上したものであります。

同じく目2障害者福祉費、小事業、相談支援事業250万円の増額は、相談業務の増加に伴い、就労相談支援センターの人員を2名体制から3名体制にしたいため、計上したものであります。

同じく目2障害者福祉費、小事業、福祉総合システム運用事業144万9,000円の増額は、市の事業である移動支援等の地域生活支援事業で、低所得者に対する利用者負担の軽減を図ることとしたためのシステム改修費を計上したものであります。

同じく目3老人福祉費、大事業、介護雇用プログラム事業148万8,000円の増額は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用し、市内の介護施設において失業者が働きながら介護資格を取得するための費用を計上したものであります。

同じく目8介護保険費、小事業、介護保険特別会計過年度繰出金158万6,000円の増額は、平成21年度決算確定による精算分を繰り出すため、計上したものであります。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。

なお、詳細については担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員　10ページから11ページです。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金です。大事業、子ども手当事務取扱交付金ですけれども、実際の事務負担というのはどのくらいだったのでしょうか。つまり、入間市は公式ホームページの中のウェブサイトでこのことについて表示しまして、かなり多くの閲覧、アクセスがあったというふうには聞いているのです。ということは、当然それに該当する方とか、そういう方というのは関心度はかなり高かったと思います。ただし、ホームページを見て大体理解してしまって、余り説明についてはかなり省力化されたのかなという気もするのですけれども、いろいろなことを考えるのですけれども、負担というのはどうだったのでしょうか。この交付金をもらったよりも負担がかかっているのか、さほどかからなかったのかどうか。そういうことも聞きたいのですけれども。

福祉部参事兼児童福祉課長　この部分につきましては、実際に対象の方に対する通知等の郵便料金として、今回の中では200万円、それから通知用のシールつきのはがき、ポステックスの部分等で94万5,000円、それ以外に当然職員の人件費という部分がかかっています。

宮岡治郎委員　つまり、比較的事務的にはっきり把握できる、その経費について、これは国が交付してくれたという、そういうことですね。

福祉部参事兼児童福祉課長 今回の部分は、新しく子ども手当として拡大した部分に対する事務経費ということで、従来の児童手当に係る部分は、ある意味対象としないような形の交付になっております。

宮岡治郎委員 私も理解不足だったのですけれども、ということは市民から、よくわからないからといって相談されるとか、そういう部分については、これは別に国の交付対象になってはいないわけですね。

福祉部参事兼児童福祉課長 特段そういった意味では対象にはなっておりません。

宮岡治郎委員 そうですか。はい、わかりました。

野口委員 中国残留邦人生活支援給付金、その制度そのものでちょっと市と関係ないと思うのですけれども、4分の3が国からということで、ただこれだけ多額になると、4分の1というのも結構高く上るので、国の制度そのものについて、地方自治体から全額とかいう不平とか、そういう動きはありませんか。つまり弊害というか、高くなるとやっぱりうん百万円と負担することになるので、そういった見方というか、自治体の見方はどうなのですか。ちょっとそういう点をお聞きしたい。

生活福祉課長 この4分の1の取り扱いにつきましては、どちらかといいますと生活保護の、もう現在4分の1を市町村といいますか、負担しておりますので、生活保護のその4分の1の地方負担は、本来その4分の1も国が負担すべきではないかという動きと並行して、具体的には中国残留邦人の事務自体が生保に比べてそんなに

ボリュームがありませんので、表には出ていないのですけれども、要は生活保護の動きと連動してという形になろうかと思えます。

もう一点あるのですが、実は所沢に定着促進センターございました。近くですので、入間市の場合に県営住宅が他市に比べて大分多い状況にあります。そんな関係もありまして、中国残留邦人につきましては、ほかの市に比べて入間市は大分多くなっております。いわゆる県営住宅があるということ。ですから、その4分の1の負担も、今現在11世帯ございますので、金額的にはかれこれの金額にいきますので、大変大きな問題であるという認識を持っております。

以上です。

安道委員 20ページから21ページの介護雇用プログラム事業というふうなことで、介護施設で働きながら資格を取得するというふうなことの助成のようですけれども、これは対象となる方はどうか、こういう要望は強いのでしょうか。

高齢者福祉課長 対象者の関係なのですけれども、今回につきましては雇用人数は1人ということになっておりますけれども、要望につきましては各施設のほうに周知をしまして、それを集計した結果、今回1名ということなのですが、潜在的には数字は、こういう業務につきましては雇用状態が必ずしもうまくいっていない部分もございますので、そういう意味では非常に厳しい職場で、こういうものを必要としているのかなというふうに考えておりますけれども、そういう形で周知した結果、今回は1名ということで、こ

のプログラムを行うということになっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました
が、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は
保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時16分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を
求めます。

概要説明

教育総務部長 それでは、議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予
算（第2号）の中で教育総務部所管の概要につきまして説明をさ
せていただきます。。

最初に、歳入から説明をさせていただきます。説明書の12から
13ページをごらんいただきたいと思います。款16県支出金、項3
県委託金、目9教育費委託金、節1教育総務費委託金の中で3つ
目の丸でございますが、小学校理科支援員等配置事業委託金マイ

ナス95万9,000円は、当初予算では委託金として155万円を予算計上しておりましたが、昨年末に行われた国の事業仕分けで一たん廃止の方針となり、その後予算要求で復活したものの事業は縮小の影響を受けまして、委託決定額が59万1,000円となりましたので、その差額を減額補正するものでございます。

また、次の学校体育振興事業委託金445万1,000円は、学習指導要領の改訂によりまして、平成24年度から中学校保健体育における武道・ダンス必修化に伴い、その指導力向上のため、市内中学校2校におきまして、県より研究委託を受けるものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。34から35ページをごらんいただきたいと存じます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、教育支援事業、中事業、学校教育支援事業349万2,000円であります。この事業につきましては、先ほど歳入で説明させていただきました県委託金に関連するものでございます。

まず、349万2,000円のうち、マイナス95万9,000円でございますが、先ほどの小学校理科支援員等配置事業として、歳入と同額の減額補正をするものでございます。理科支援員の配置につきましては、本年度開始前に減額になるとの内示を受けましたので、年度当初から補正後の金額で対応できる支援員をお願いし、事業を進めているところでございます。

また、うち445万1,000円は、歳入の先ほどの学校体育振興事業委託金と同額でございますが、武道の研究取り組みに係る費用と

して、柔道に使用する畳や柔道着、また剣道防具などの購入費用及び外部指導者への謝礼金などでございます。

次に、項2 小学校費、目1 学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費553万円のうち440万6,000円は、緊急雇用創出基金を活用し、小学校16校の樹木剪定作業、便所清掃作業、側溝清掃作業を入間市シルバー人材センターに委託して実施するものであります。

また、うち112万4,000円は、倒木のおそれがある樹木の剪定などの業務委託に係る費用でございます。

小事業、修繕費677万円は、老朽化が進む学校施設、設備等について修繕箇所が増加したことにより、増額補正したいものでございます。

次に、小事業、諸工事費778万3,000円のうち698万3,000円は、小学校1校の火災報知設備及び小学校2校の屋内消火栓設備の改修工事に係る費用でございます。

次に、大事業、施設整備事業484万3,000円は、狭山小学校の児童数の増加が見込まれ、普通教室が不足されることから、プレハブ方式により2教室分を増設するものであり、その実施設計費用を計上させていただいたものでございます。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費302万9,000円は、先ほどの小学校費と同様に緊急雇用創出基金を活用し、中学校11校の樹木剪定作業などを委託し、実施するものでございます。

小事業、修繕費335万円は、修繕箇所の増加により増額補正するものでございます。

続きまして、次の36から37ページの上段をごらんいただきたいと存じます。小事業、諸工事費525万円は、中学校2校の非常放送設備が落雷などにより使用不可能となったため、改修工事を実施するものでございます。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

向口委員 説明書の12ページと13ページですが、款16県支出金の項3県委託金、目9の教育費委託金の中の、先ほどご説明にもありましたが、小学校理科支援員の配置事業委託金なのですけれども、事業仕分けで減額されたということなのですが、これまでの事業の成果といいますか、その状況を教えていただきたいのですけれども。

教育総務部参事兼学校教育課長 昨年度もこの事業を実施しておりまして、これにつきましては10校の学校に配置させていただきました。そして、その中で各配置校からは、理科の実験だとか、理科のさまざまな学習に関して準備をしてくれたり、あるいは実験を手伝ってくれたりということを積極的にやってもらいまして、大変子供たちも喜んでいるのはもちろんなのですけれども、学習成果も上がったというふうに学校から聞いております。

以上です。

向口委員 それで、今回は残りの6校をとということで、事前のお話を伺い

ましたときに教えていただいたのですが、こういうことで、せっかく成果が上がっていたものに対しての担当課のほうのお考えとしてはいかがでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今後につきましても、ぜひ県のほうでこの事業を継続していただきたいというふうに考えております。昨年度も学校のほうからも、ぜひ継続してほしいということがございまして、私どものほうも県の担当を通じて要望したところでございます。

以上です。

宮岡治郎委員 今の件ですけれども、この事業仕分けの、仕分けの理由と
いうのは通知されるのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 特にこちらまでは、その件についての理由については報告は受けておりませんでした。

安道委員 同じくこの件なのですけれども、補助が削減されてしまったというふうな形になっての減額なわけですけれども、緊急的にその分を市のほうからというふうな形の考え方はなかったのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 当初、これは県の、県というか国から県の事業になってきますけれども、そこで配置してくれるだろうという期待がございましたので、それで当初市のほうには、当初予算のほうには上げないでいたわけでございます。

安道委員 そうしますと、今後国のほうに、国・県に要望していくというふうなことですけれども、見通しとして厳しかった場合に、市の

ほうでこれをきちんと補充していくといった方向性については検討されていますでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 先ほどの件にちょっとつけ加えなのですが、当初平成21年から23年度までの3年間の事業というお話も理科支援員についてはございましたので、それもあって予算のほうにはしておかなかったわけですが、また来年度どうなるかということは、全く今のところ不明でございますので、成果は上がっているところでございますので、検討していきたいというふうに思います。

関谷委員 36から37ページ、中学校費の諸工事費なのですが、落雷によって非常警報設備が壊れたので改修するということだと思いますが、現在そうすると非常警報ベルが鳴らないと考えていいでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 今回補正の増額をさせていただいたのは、東金子中学校と藤沢中学校の非常放送設備の故障ということで計上させていただきました。藤沢中学校の非常放送設備については、落雷といいましても直接落雷があったわけではなくて、近くに落ちたのを拾ってしまうというようなケースでございます。それによって一般放送の設備にふぐあいが生じて、それでわかったわけですが、現在は非常放送設備については回路選択機能、こういうものが、基盤が故障しているために現在は使えないということでございます。それによって、今回ももとの型が古いものですから、現在もう製造されていないということで、非常用放送

のアンプ本体、これを交換して改修するという工事を実施したいために計上させていただいたものでございます。使えないということでございます。

関谷委員 使えないということですよ。そうすると、ちょっと不安がある、これが改修されるまでの間不安なのですけども、職員の間ではこれが使えないということで、何か特別態勢みたいなものとか、気持ち的に気をつけるとか、そういったことはあるのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 通常の生徒がいる館については、普通の一般放送でできるわけですけども、電気が停電になったり、あるいは落雷等によって停電になった場合に、その非常放送設備が稼働するわけですけども、それができないという状況です。それに対しては、例えば授業中であれば先生方がその対応を、各階に行き対応すると、お知らせするという状況、態勢をつくっております。

安道委員 34ページ、35ページの学校管理費の中の修繕費なのですけども、老朽化に伴って修繕箇所が増加しているためというふうなことですけども、今回のこの補正によってこの修繕、老朽化に伴ってそういったところの修繕は皆図られるというふうなことなのでしょうか。それとも、実態としては校舎の状況というのはどうなっているのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 各学校から毎年要望書、あるいは緊急の場合には電話で連絡をいただいて、各修繕を実施しているところなの

ですけれども、今回計上させていただいたのは、小学校が15件、中学校については12件の修繕の要望に対する予算の計上をさせていただいたということでございますけれども、その修繕の状況につきましては、大きいものと耐震化に伴って実施しなければならないもの、あるいは諸工事というような形で改めて当初予算で予算を計上しなければならないものというものもあるのですが、そのほかの小さな小破修繕というか、そういうものについては、この予算で実施をしているところでございまして、学校からの要望に対しては、かなりの高い確率で達成されているのではないかなど、このように考えております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、各学校からの要望にこたえて実施しているというふうなことで、今後もこういうふうなことで緊急のものがきつとあるかと思うのですけれども、そういった場合にも対応していただけるのかどうか。

教育総務部参事兼総務課長 この修繕費につきましては、そういうような予算の使い道ということでございますので、今後もこれによって対応したいと考えております。

野口委員 今の修繕費との関係、小中含めてです。当初予算と補正とのタイミングの関係なのですけれども、今回修繕するものの中には当初予算の組み立てというか、要望するときにわかっているものがあつたのかどうか。要望があつたものがあつたのかどうか。タイミング的に、ちょっとお聞かせください。

教育総務部参事兼総務課長 当初予算の段階では、前年度の10月ぐらいに当初予算の予算編成が行われますので、そのときには前年度の修繕費を執行しているという状況です。したがって、この修繕費というものについては、いつ何が起こるかというものがわからないような学校施設の修繕ということになりますので、緊急の場合もありますし、あるいは当初予算でやらなくてはいけないというものもありますので、そういう中で予算計上はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

野口委員 それはもっともで、緊急の場合の補正なので、私は当初予算で組んでいたものを補正でじっくり待って、ちょっと選択しようみたいなことをやっているのかどうかを聞きたいと。道路についてはそれをやられているので、小中学校についてはそれをやらずに、やっぱり少し半年でも早く直ったほうが、直るといって修繕したほうがいいわけで、当初予算で組むという努力をしてほしいのだけれども、そこら辺の姿勢はどうかということをお聞きしているわけで、最大限努力されているかどうかということをお聞きしているわけで、早く組むということで。

教育総務部参事兼総務課長 この修繕については、学校の児童生徒の安全という、あるいは緊急性というものを重視して実施しておりますので、当初予算が議決された後には、その必要性に応じて順次実施をしているというところでございます。

野口委員 ちょっといいですか。こっちもニュアンス的な質疑をするので、

やっぱりそれにのっかって答弁してほしいのですが、当初予算もちゃんと見積もりというか、こういうことを修繕するから幾ら要るといってやるわけでしょう。大体このぐらいというわけではないわけでしょう。だから、ここの例えば黒須小学校ならここは修繕しなければいけないねとか、そういうことを学校教育課と話し合っただけで決まられていくわけではないですか。だから、そういった作業を早く当初予算でしてほしいということを私は伝えているわけで、つまり9月補正で全部出たところで、今年度は何をやるかというような作業にもしなっていたとしたら、そうではなくて、前年度の10月ぐらいでも大変でしょうけれども、やっぱり当初予算で組めるものは組むと。だから、その姿勢についてお伺いしているわけで、これ最後になりますけれども、その努力というか、わかりますよね。当初予算について組んでほしいと。それについて、ちょっともう一回お答え願います。

教育総務部参事兼総務課長　今回補正予算で計上させていただいたものについては、今後、今現時点において修繕をしなくてはならないという状況にあるものについて計上させていただいたものでございます。今回の9月補正については、そういうことで実施をさせていただきたいということでございますけれども、当初予算についてはそれと並行して10月ぐらいの予算計上ということになりました。それについても翌年度の予算で対応していきたいというような案件を確認をして計上をさせていただくということをとっております。

以上でございます。

宮岡治郎委員 先ほど質疑ありましたけれども、中学校費の中の学校管理費、ページでいくと37ページの諸工事費525万円です。中学校2校で非常警報装置が故障したということですが、この2つの中学校で同じ日に落雷があったのですか。

教育総務部参事兼総務課長 藤沢中学校につきましては、6月29日の日でございます。これは落雷による影響ということで、非常放送装置がふぐあいになったということです。もう一つの東金子中学校については、これについてはバッテリーの経年劣化ということで、使用不可能ということでございます。

宮岡治郎委員 では、落雷のほうの例を言いますと、落雷というのは学校の建物の恐らく一番高い屋上付近あたりに落ちるのかなと思うのですが、やはりそこにおっこつても、さっきの回路選択機能というのはやはりデリケートなもので、直撃しなくても故障してしまうということなのですか。

教育総務部参事兼総務課長 避雷針で受けた場合には、電流は地下に流れるのですが、その流れたときに受けるという場合もございます。また、近くに落ちた、避雷針に落ちたものを拾うということもありますので、今回のケースはどちらかわかりませんが、そういう落雷の、それを拾ったような形で回路選択機能が故障したということでございます。

宮岡治郎委員 では、避雷針はついているわけですね。

教育総務部参事兼総務課長 ついております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第77号 入間市一般会計補正予算(第2号)のうち生涯学習部所管のものにつきまして、概要をご説明申し上げます。

それでは、補正予算(第2号)歳入歳出予算事項別明細書により、歳出の主なものについてご説明申し上げます。説明書の36、37ページからお開きいただきたいと思います。まず、項5社会教育費、目2公民館費の大事業、公民館管理運営費、中事業、管理運営費、小事業、修繕費42万1,000円の増額は、施設の老朽化に対応するもので、東藤沢公民館大会議室の舞台音響設備、久保稲

荷公民館大会議室の照明灯及び藤沢公民館の冷却ポンプについて修繕を行うためのものがございます。

次に、目3 児童センター費、大事業、施設管理費、中事業、修繕費の295万4,000円の増額につきましては、施設の老朽化に対応するもので、地下の給水加圧装置ユニットの交換、屋外テラスのタイルクラックの補修、西側スロープの床張りかえ、2階トイレの換気扇取りかえ等を行うためのものがございます。

次に、目5 図書館費、大事業、施設管理費、中事業、諸工事費の252万円の増額につきましては、図書館西武分館屋上に設置してある高圧電気設備改修のためのものがございます。高圧電気設備に使用してあるケーブルが建設後16年を経過し、劣化が見られることから更新を行い、あわせて地域への波及事故を防ぐための地絡継電器つき開閉器が未設置のため、新たに設置するものがございます。

次に、大事業、図書館等整備事業、中小事業、事務費の委託料といたしまして、図書蔵書整理業務委託料804万円の増額ですが、内容は埼玉県からの100パーセント補助事業である埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業を有効活用し、館内案内表示灯の更新及び新規作成、市民からお預かりした寄贈資料の整理、さらには蔵書の修理やクリーニングなどの業務を集中して実施することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、市民の就労の機会を提供するものがございます。緊急雇用は6カ月間で、経済不況等で失職した市民を優先対象とする5名の業務員を想定し、実施可

能な業者と委託契約を締結し、実施するものでございます。

次に、目6 博物館費、大事業、博物館管理事業、中事業、維持管理費の33万7,000円の増額は、新たに博物館敷地に建設する資料仮保管庫のリース料でございます。旧二本木公民館に収蔵されている博物館資料を保管するために、新たな保管庫を博物館敷地内に建設するための借上料で、1カ月分の賃借料を計上するものでございます。

最後になりますが、項6 保健体育費、目2 体育施設費、大事業、施設管理運営費、小事業、スポーツ広場整備事業についてご説明申し上げます。補正額710万9,000円のうち、節15工事請負費の635万9,000円につきましては、木蓮寺スポーツ広場について、土地所有者からの一部返還要請に伴う原状復旧工事費と、東金子スポーツ広場の駐車場用地として新たに圏央道用地を借用することに伴う門扉設置等の工事費でございます。

また、節16原材料費75万円は、東金子スポーツ広場駐車場用地への布設用碎石に要するものでございます。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　目5 図書館費です。大事業、施設管理費、中事業、諸工事費です。西武分館の何か経年劣化に伴う補修工事のようなご説明でしたけれども、その中で地域への波及事故を防止するというよ

うな目的もあったようですけれども、具体的にどういう事故が想定されるのでしょうか。

図書館長 お答えさせていただきます。

西武分館は高圧電流を使用しているわけですが、例えば高圧ケーブルが劣化することによって漏電をするとか、あるいはまた落雷等でそういうところに事故が起こった場合に、供給支障事故というのが起こるらしいのです。その供給支障事故というのはどういうことかといいますと、部分的に送電をストップしてしまうと。それは西武分館だけならば結構なのですが、そうではなくて、そこを含む地域一体が、仏子地区のどこまでの範囲かちょっとわかりませんが、仏子地区の一部が停電になる可能性がある。そういった事故が想定されるということでございます。

野口委員 続いての図書館費の図書等整備事業、100パーセント国費で5人を採用されると。これ業者という言葉が出たのですけれども、業者を通じて採用するということなのですか。

図書館長 いろいろなやり方があるようですけれども、直営でやる場合とか委託の場合とかあるようですけれども、ほとんど委託でやっているという例が多いというふうに聞いております。今回図書館としましては、この事業を一定の業者に委託をいたしまして、その業者が職業をなくしたような人たちを採用して図書館の業務をやっていただくと、そういう形を考えております。

野口委員 その委託が一般的かどうかというのはわからないのですけれど

も、それは内容によりけりで、直営が難しいというか、職員が指示するのがちょっといろいろな事情で難しいという場合とか、仕事が忙しいとか、あと専門性とかいろいろあるので、だから委託するにはやっぱり委託するなりの理由があると思うのです。業務との関係で、あと図書館の繁忙性というか、忙しさとの関係で、こういった理由で委託するのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

図書館長 端的に申し上げますと、図書館職員の業務の増大を防ぐというような意味がございます。例えば直営でやりますと、契約業務であるとか、人を探すことから始めて大変な事務量が発生すると。そうすると、こういう制度を受けて業務をやった場合に、職員が今まで以上の業務量の増大ということになって、例えばそのことによって残業が発生してしまうとか、かえって逆効果というようなことも可能性としてございますので、そういうものを軽減するために一定の仕事を業者に委託すると、そういうことで、今回そうさせていただき予定でございます。

野口委員 そのことは理解しました。ただ、業者との関係で、業者の手数料というのですか、それは向こうの経営上の問題だから教えてくれないかもしれないのだけれども、どのぐらいが向こうの手数料として、そういうのはつかんでいますか。

図書館長 県のほうの規定によりますと、人件費の15パーセントを管理費で計上してよいという形になっておりますので、そのように計算をさせていただきました。

関谷委員 今の件なのですけれども、図書館の整備事業の件。ほかに委託

して、そこで探してもらおうということですがけれども、職業をなくした方を優先的に採用する、これは事業なわけですがけれども、それは確認するのでしょうか。そういった方が優先されているかということをごどのように確認するのでしょうか。

図書館長 当然委託先の業者と契約を結ぶことになると思いますので、仕様書の中にそういった条件等も書くことが可能でございますし、またそのつもりであります。

関谷委員 仕様書に書くけれども、実際採用された後は、そのチェックは行うのでしょうか。

図書館長 先ほど申しあげましたように、業者がそういう方を雇用するわけですので、雇用された方が実際に職をなくされた方なのかどうか、こちらがそこまで一人一人をチェックするということは事実上不可能かなというふうには思っております。

〔何事か言う人あり〕

図書館長 失礼しました。補足させていただきます。県の仕様の中に、失業者であることの確認方法は、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものを提出することを求めることによって、そういった失業者であることを確認するということになっておりますので、そういう形をとることになると思います。

関谷委員 その確認をとるのは業者ですか。

図書館長 業者も雇用する場合にそういうことを確認すると。それから、私ども図書館としましても、ちょっと先ほどの答弁とは違ってし

もうかもしれませんけれども、確認をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

というわけで、先ほど確認しようがないというような答弁をいたしましたけれども、その点は訂正をさせていただきたいと思えます。

宮岡治郎委員 36ページから39ページです。項6 保健体育費、目2 保健体育施設費の、39ページの一番上に小事業、スポーツ広場整備事業というのがあります。この中の木蓮寺スポーツ広場ですけれども、原状復旧という言葉で、ちょっと以前資料をいただいていたものですから、どういう意味かと思っていましたら、先ほどのご説明ですと地権者の土地返還要請に対して原状回復するのだと。つまり、恐らく更地にしてお返しするのだということなのですから、この土地を、どの位置にどのぐらいの広さがあるのかわからないのですが、お返ししてしまいますと、このスポーツ広場としての用途とか機能にどの程度の影響が出るのでしょうか。

教育総務部参事兼体育課長 木蓮寺のスポーツ広場につきましては、全体の面積が4,113平方メートルございます。そのうちの、3人の地主さんのうちの1名の方が、ちょうど計10年の使用貸借期間が切れましたところで返却の要望がございまして、ちょうどその3人の地主の真ん中の部分ということでございまして、そこを返却という形に、どうしてもという形になりましたので、もう一人奥の方も一緒に、その人はそのまんま継続でいいということだったのですが、使えなく、飛び地になってしまうので、一体的利用がで

きないということで、その土地も一緒に返すということで、そちらのほうの土地が、2人の面積合わせて2,099平方メートルということでございます。そうしますと、残地が2,014平方メートルということで、約半分になってしまうということでございます。スポーツ広場という定義からいたしますと、ちょっと厳しい部分があるかと思えます。

ただし、現在このスポーツ広場につきましては、やっている種目というのですか、それがグラウンドゴルフということで、木蓮寺地区に5つぐらいの団体というか、使っているチームがあるということで、それがほぼ毎日かわりばんこに使っている状態だということでございます。現実的に半分お返しするというところでございますので、既にその部分でコースの設定変更というのですか、それらを行いましてやるということで、地元の人はやむを得ないというふうに理解しているところでございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、市民部長に概要説明を求めます。

概要説明

市民部長 それでは、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ6億8,734万5,000円を追加し、総額を150億9,763万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算1号説明書によりご説明申し上げます。説明書の7から8ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入でございます。款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金の増額6億8,734万5,000円は、平成21年度決算において歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額を計上したものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。9から10ページをお開きいただきたいと存じます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、事務費、節13委託料の増額300万円は、埼玉県国保連合会独自の共同電算システムから、全国共通の国保中央会システムに平成23年5月から統合されることによりまして、資格異動データのレイアウト変更等が生じるため、システム改修をしたいものでございます。

同じく節19負担金、補助及び交付金の増額225万1,000円は、同様の趣旨により、埼玉県国保連合会からのシステム機器更新に対する分担金の請求に基づき計上したいものでございます。

次に、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保

健医療費拠出金、大事業、老人保健医療費拠出金の増額1,427万3,000円は、埼玉県社会保険診療報酬支払基金からの拠出金の確定通知に基づき計上するものでございます。

続いて、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、大事業、介護納付金の増額7,755万3,000円も同様でございまして、県の社会保険診療報酬支払基金からの拠出金の確定通知に基づき計上するものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、大事業、過年度分返納金の増額3億123万円は、平成21年度における療養給付費負担金、療養給付費等交付金及び調整交付金の過年度償還金の額の確定に伴い計上したいものでございます。

同じく款11諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、大事業、一般会計繰出金の2億9,428万9,000円の増額は、繰越金からただいま申し上げました老人保健拠出金、介護納付金及び過年度償還金を差し引いた金額を計上したいものでございます。

次に、款12予備費、項1予備費、目1予備費の減額525万1,000円は、歳入歳出予算額の調整のため計上したいものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長　これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員　歳出です。9から10ページ、項1総務管理費、目1一般管理費になります。大事業、事務費、今ご説明いただきましたけれ

ども、電算処理システム改修ということですが、非常に初歩的な質疑になってしまいますけれども、この電算処理のコンピューターというのですか、これは1階の市民課の裏にあるのですか。それともC棟4階の情報システム課の中にあるのですか。今回その改修の対象になるものというのは。

保険年金課長 今までレセプト、診療報酬明細書のことをレセプトといいますけれども、そのレセプト自体は埼玉県の国保連合会にそのシステムはございます。そのシステムを使いまして、うちのほうのパソコンのほうに取り込みまして、それで今現在業務を行っているわけでございます。それが、今回各都道府県の連合会にあるシステムが、全国統一的な国保中央会というところで全国的に統一します。その関係のシステム改修という形になります。

宮岡治郎委員 今ご説明いただいたのですけれども、そこから入間市のごとつながるのですか。オンラインというのですか。

保険年金課長 今現在、埼玉県の国保連合会のシステムが、うちのほうの保険年金課のパソコン、レセプト点検等で見るということが可能だということになっております。

宮岡治郎委員 ということは端末的なもの、国保連合会の中心的な情報処理機能の端末的なものが入間市役所の市民課の裏か何かにあつて、そこのところを何か修復するという意味ですか。

保険年金課長 今回につきましては、委託料と、あと負担金、補助及び交付金のうちの分担金という形で、その2種類の補正予算をとらせていただきました。そのうちの、まず13節の委託料につきましては

は、埼玉県国保連合会独自の共同電算システムがありますが、それが今度全国共通の中央会システムが平成23年の5月から稼働いたします。統合されることによりまして、資格異動データのレイアウト等の変更が生じるため、そのシステム自体の改修を行うための委託料でございます。その委託料というのは、うちのほうで今使っている、その連合会からやりとりをしているその分について、中央会のほうに統合されますから、それに今度合致するための委託料をうちのほうのシステム改修で使って整合性を合わせまして、平成23年5月に間に合わせるという形のまず委託料です。

それと、あと分担金につきましては、各県内の市町村、そのレセプトの枚数によって案分しまして、入間市の分担金ということで225万1,000円という形で請求が来ております。そのための予算措置をするために、その分担金を今回上げさせていただいたものでございます。

安道委員 済みません、今に関連してなのですけれども、そうしますとシステムが改修をされるというふうなことは、これまで県国保連で行っていたものが全国に統一というふうなことでの、平成23年度からそういうふうなシステム変更が大がかりにされるというふうなことですけれども、全国に統合されるというふうなことでは、これどういったことから、こういうふうに全国1つに統合されるというふうになるのでしょうか。システムが大幅に変わるというのは、国の制度変更というのか、何かそういうのがあってのことになるのでしょうか。

保険年金課長 これは、平成17年の12月に医療制度改革大綱ということで、レセプトのIT化の推進ということで、平成23年度当初から原則としてすべてのレセプト、診療報酬の明細書がオンラインで提出されるものとする。その際は、データ分析が可能になるような形で取り組みなさいよということで、この大綱に基づきまして、今回レセプトの電子化ということになっております。

それで、原則平成23年4月1日からということだったのですが、やっぱり当初1カ月間ちょっと間に合わないので、平成23年の5月から正式に稼働するということで決まっております。それで、当然今年度、10月、11月ごろにデータ等のテスト等がございますので、それに合わせまして今回補正を上げさせていただくものがございます。

野口委員 繰入金、今回補正の内容ではないのですけれども、関連として、見通しとしていいですか。

委員長 はい、どうぞ。

野口委員 繰入金が、今回当初予算と動いていないと。かつ金額も14億5,000万円で落ちついたかなという、これだけ見ればそうなのですけれども、ちょっと疑問点を答えていただきたい。つまり、前年度決算額で繰越額が6億8,700万円もあると。なぜここまで来たというのは決算で質疑するのだけれども、これがあるために一般会計繰出金が、差し引いても4億円弱ぐらいのお金をはっきり言って入ってきているわけで、この国民健康保険特別会計の収入不足というか、一般会計から繰り入れた、実質的に20億円近い相

場いているのではないかと。そういうふうに見ざるを得ないのですけれども、ちょっとそういった疑問について何か見通しを含めて、15億円以下に落ちつくというのが昔の答弁でありましたから、本当に落ちつくのかどうか、ちょっとご答弁いただきたいのですけれども。

保険年金課長 一般会計繰入金を時系列的にお話いたしますと、平成19年度は一般会計繰入金が14億5,000万円でした。平成20年度においては、医療制度改革等を当初見込んで、少し国保会計の財政状況がいいほうに作用するのではないかとということで、当初予算9億円ということで組んだわけなのです。ただし、その後補正3号でやはり2億円足りないということで、最終的には11億円という形になりました、平成20年度はそれで決算が終わっております。

平成21年度におきましては、当初10億円の一般会計繰入金でありました。その後、平成20年度への繰り上げ充用ということで2億6,000万円一般会計のほうから繰り入れまして、平成20年度の歳入歳出の決算に補てんしたという経緯がございます。その後、12億円の一般会計繰入金、これについては共同事業の歳入の見積もりが大幅に減するという特殊な原因もございまして、最終的には予算現額が24億6,000万円という形で、大幅な一般会計繰入金になりました。

この内訳には、当然平成20年度の分が2億6,000万円含まれております。それで、その2億6,000万円と、今回の剰余金の6億8,000万円を、単純に差し引きいたしますと平成21年度の充用金

差し引き後は15億2,000万円になると思います。以上のことから、平成20年度に繰り上げ充用を含めると、平成20年度が13億6,000万円、平成21年度から剰余金と繰り上げ充用を差し引きすると15億2,000万円、両年度を足して2で割ると、約14億4,000万円ということで、平成19年度、平成20年度、平成21年度は大体同じ14億5,000万円前後で一般会計繰入金は推移しているのは事実でございます。

ただし、これからの推移はどうかということなのですが、確かに医療費自体は毎年高齢者の方の医療費の比率がかなり上がっておりますので、非常に厳しい状況でございます。それで、今年度平成22年度につきましても、14億5,000万円の一般会計繰入金をお願いしているのですが、このままの推移で、いけばいいかなというような感じでございます。ただし、医療費の伸びが年度当初の見込みより大幅に伸びたり、歳入と歳出の国からの補助金、交付金、負担金とのバランスがございまして、そういう状況をすべて加味して、このままいけばいいかなということで、今現在は考えております。

野口委員 では、期待を持って、平成23年度当初予算はこのぐらいで落ちつくかどうか、もし違ったらちょっともう一回勉強し直して、よくわからないので、もうちょっと様子を見るということで、期待も添えて様子見ますから、何かあったら。

保険年金課長 今現在、医療費自体が1カ月約7億円から8億円出ているのです。そうすると、ちょっとした誤差で何億円というのは出て

しまうので、それでできればもう少し医療費の推移を見たいと現在も思っております。確かに前年より、若干少しずつふえているのですが、そのふえているのが、医療制度改革等のいろいろ2年後の精算がことしに当たりますので、だからそういうのをすべて加味して、それで来るときにまた精算的な補正をお願いするかもしれませんけれども、とりあえずもう少し推移を見たいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書7から8ページをお開きいただきたいと思います。款5項1目1繰越金1,451万4,000円の増額は、平成21年度決算収支の確定に伴い計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算説明書9から10ページをお開きいただきたいと思います。款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、大事業、一般会計繰出金1,451万5,000円の増額は、平成21年度医療給付費及び事務費分、精算による超過分等を一般会計に繰り戻すものであります。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計補正
予算(第1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

委員長 次に、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)について、概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書7から8

ページをお開きいただきたいと思います。款4項1目1繰越金995万5,000円の増額は、平成21年度決算収支の確定に伴い計上したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9から10ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、大事業、広域連合納付金483万9,000円の増額は、平成21年度保険料のうち出納整理期間に収納した保険料を埼玉県後期高齢者広域連合に納付するため、計上したものであります。

次に、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、大事業、一般会計繰出金511万6,000円の増額は、平成21年度一般会計繰入金の超過分を一般会計に繰り戻すものであります。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)

委員長　次に、議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、福祉部長に概要説明を求めます。

概要説明

福祉部長　議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書7から8ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,153万7,000円の増額は、平成21年度介護給付費の確定に伴い、国からの介護給付費負担金の精算分を受け入れるものであります。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金158万5,000円の増額は、平成21年度介護給付費の確定に伴い、一般会計より繰り入れるものであります。

次に、款8項1目1繰越金2億4,809万4,000円の増額は、平成21年度決算収支の確定に伴い、計上したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9から10ページを開きいただきたいと思います。初めに、款4項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、大事業、介護給付費準備基金積立金2億3,188万6,000円の増額は、平成21年度介護給付費に剰余金が生じたので、積み立てるものであります。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、大事業、介護給付費国庫負担金等返還金778万5,000円の増額は、平成21年度介護給付費負担金等の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金等への返還分を計上したものであります。

同じく項2繰出金、目1一般会計繰出金、大事業、一般会計繰出金624万7,000円の増額は、平成21年度決算確定に伴う地域支援事業繰入金の返還分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、款7項1目1予備費、大事業、予備費1,725万2,000円の増額は、歳入歳出を調整したものであります。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

野口委員　10ページの介護給付費準備基金積立金、これちょっと不勉強なのだけれども、今どのぐらいたまって、改めてその目的とか、これからの使い道とか教えていただけないですか。

高齢者福祉課長　お答え申し上げます。

平成22年の3月末現在の残高につきましては、3億9,859万9,812円でございます。そして、現在のこの補正後の残高なので

すけれども、6億6,541万580円になります。そして、これの使い道につきましては、3年間で保険料が決まるわけですが、その保険料を決定する際に、この分を充当して保険料の金額を下げるとか、または施設等をつくる場合に、当然その費用が給付費のほうにはね返ってきますので、その分を抑える分ということになります。

参考までにお話ししますと、この3年間、ですから平成21年から平成23年度までの関係につきましては、この基金から3億2,000万円を充当するという計画になっております。

野口委員 何に。

高齢者福祉課長 この基金から、保険料を抑えるために3億2,000万円を充当するという形になっております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前 11 時 37 分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子